

令和7年度 山口県公共事業評価委員会（第4回）審議概要

日 時 : 令和7年9月9日（火） 9:30～11:50

場 所 : 県庁4階 共用第4会議室（対面とWeb会議のハイブリッドにより実施）

出席委員 : （対面）麻生委員長、浦上委員、小谷委員、小野委員、船崎委員、宗近委員
（Web）太田委員、児玉委員、鈴木委員

議事概要

◆説明及び審議

①宇部港東見初地区港湾改修事業・港湾環境整備事業（番号2-8）山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県）

配布資料（パワーポイント）により説明。

委員）

コスト縮減対策代替案や環境への配慮事項で安価な作業船での施工が可能となったといのは国の直轄事業の話ではないのか。本事業で評価している全容がわからない。

県）

浚渫事業については国と県両方で行っている。コスト縮減についてはバージアンローダー船で圧送して施工していたのを、外周整備をしたことで土砂投入時の海の濁りが防げることから、コスト縮減に図ってきたところ。

委員）

浚渫事業は県がやっているものもある、処分自体も費用に入っているということか。

県）

そのとおりである。

委員）

その場合、便益の中に処分コストの削減とあるが、県が自ら処分して便益として計上してもいいのか。

県）

国の浚渫も県の浚渫もどこかに土を捨てないといけないという中で、本事業の埋立地が無ければ一般的には海洋投棄を行う必要があるため、マニュアルに基づいてその費用の差を便益として算出している。

委員）

輸送の距離が短くなるから処分コストが削減されるということですが、270kmの時の原単位と2～3kmの時の原単位にm³を乗じて引き算をするということになると認識している。

輸送距離が270kmと仮に2.7kmだった場合100倍違うが、金額の差はもっと小さいのはなぜか。

県）

国の歩掛によって算出している。距離の差が一概に金額の差となるわけではない。

委員）

遠方に捨てる場合は何tのバルク船で運ぶが、近くの場合は土運船で運ぶなどいろいろ条件が違ってくることでよいのか。

県）

そのとおりである。

委員)

事業の終わる時期について、廃棄物が入ってこないというのはわかったが、浚渫土が入ってくる目途はたっているのか

県)

5年前の審議時よりは若干遅れているが、国のほうで浚渫事業を計画しており、令和10年度頃より工事に着手することを聞いている。計画通りいけば令和17年をまたずに、令和14年頃には完成する計画になっている。

委員)

前回の評価の後に、事業期間を延長すると決めたのはどこでしょうか。それはどのような議論があつて決まったのか。

県)

前回の評価の後から埋立申請の処理を行っており、それによって埋立期間の管理をしている。令和4年度に埋立期間を延伸しており、その時に環境部局と協議を行い将来満載になる期間を推計してもらった結果、令和17年頃に埋立が完了すると聞いて変更している。

委員)

最終的にどこで決める話なのか。

県)

最終的に決めるのは事業者である。

委員)

供用係数についての説明で、係数が変わることにより荒天日数が増え、実働日数が減ると記載があるが、どういった理由なのか。過去のデータに基づいて変わるのか。

県)

国で調査をしており、最新の情報によって変わったと認識している。

委員)

これは瀬戸内と日本海とか、別の箇所と同じものなのか。

県)

全国の土地それぞれで国により設定されている。

委員)

宇部の場合はこれが適用されるということか。

県)

宇部から高知沖まで搬出する場合は、この供用係数を使用することになっている。

委員)

国の航路浚渫が終わったにも関わらず、浚渫土砂の受入れが終わっていないというのはなぜか。国が新たに-16mまで浚渫するというのはわかったが、それは新沖の山の埋立に回すのではないか。そうなるどころかがいつ終わるのかわからない。

県)

国の浚渫予定範囲は終わっているが、浚渫土のため、埋立後に沈下をしている。当初沈下を見込んでいるが、若干差が生じているため追加で土を受け入れる必要がある。新沖の山も次の事業計画を見据えて計画をたてる必要があるが、具体的に進んでいないため、維持浚渫土を受入れて完成に向けて頑張りたいと考えている。

委員)

事業期間が6年間延長されるということだが、ふ頭の利用が開始されるのも6年後になるということか。

県)

事業期間が完了するまでに利用できる形で調整がつけば少し早めに利用できるように調整を今後していきたいと考えているが、すべて完成するのは令和 19 年頃になる可能性もある。

委員)

道路などは完成したところから順次供用が開始されているが、港湾の場合工区が分けてあればそういったことも可能なのか

県)

部分的に供用開始をさせていきたいとは考えている。それに向けて事業計画を考えていきたい。

委員)

第二区画は終わっているが一般廃棄物処分場となっている。第五区画は廃棄物を投入しているところだと思うが、一般廃棄物・産業廃棄物処分場となっている。これは廃棄物の種類が違うということか。

県)

第二区画は一般廃棄物のみを受け入れていた。第五区画は一般廃棄物・産業廃棄物両方を受け入れており、随時送られてくるものを同じ箇所に埋めている。

委員)

そうすると、海の方に出ていくと困るので設計も異なっているのか。

県)

廃棄物周りの護岸は漏れないように遮水効果をもたせた整備をしている。そして、継続して漏れていないかどうかは環境監視をしている。

委員)

同じ設計ということで理解した。第五区画が多分一番遅くなると想像しているが、このふ頭を使う時に第五区画も使用する計画になっているのか。使用しないのであれば早く使えるのではないか。

県)

第五区画はふ頭用地として予定していないため、ふ頭用地だけを先に整備して使えるようにすることは可能であるため、それを目指していきたいと思う。

委員)

B/C の計算で浚渫土処分コストについて令和 7 年度の評価で計算されているが、浚渫土砂はほとんど入っているのではないか。それを今の評価時で計算するのか。令和 2 年度の評価時に出た処分コストは固まっていないのか。

県)

便益を算出するのは、入れ終わっているものも入れていないものも合わせて算出するようになっている。今まで投入していた浚渫土についても高知沖に持って行った場合と近場で処理した場合の差を出して B/C をだすようになっている。

委員)

B/C を計算するときに過去の分もすべて係数をかけてコストがかかったということで仮想的に見て計算しなおした便益で B/C を出しているということでしょうか。

県)

そのとおりです。

②小野田港 本港地区 大浜地区 海岸高潮対策事業（番号 2-9）山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県）

配布資料（パワーポイント）により説明

委員）

進捗率の 83%に対して、施工済延長がまだ半分にも達していないようだが事業期間内に完了するのか。また、どうしてこんなに時間を要しているのか。

県）

平成 11 年の台風 18 号による被害を受けて、潮位の見直しを行っており、事業期間中に防護高さを引き上げた経緯がある。この新たな防護高さと整備する必要が生じたため、時間を要している。また、進捗率 83%に対して、未施工区間が多く残っているように見えるのは、その半分以上が軽微な嵩上げで整備が完了するためである。

委員）

ボーリング調査の結果、設計変更して構造が変わったということだが、なぜボーリング調査を今頃行ったのか。詳細設計ほどの詳細な調査ではなく、間隔をあけた調査を一度に早く実施していれば設計変更が生じなかったのではないか。今後、同事業があった際、調査の実施時期について、ご検討いただきたい。

県）

調査・設計を一度に進めると、事業の途中で技術指針などが改正された際に、設計の見直しや手戻りが生じる場合がある。このため、工事着手の数年前に調査・設計を行うこととしている。なお、調査の実施時期については、今後はより適切なタイミングで実施するよう留意する。

委員）

軽微な嵩上げをする区間があるということだが、古い施設に嵩上げをした場合、既存施設の強度は大丈夫なのか。

県）

嵩上げの設計を実施する際に併せて既存施設の強度が問題ないか調査する予定としている。

委員）

今回事業期間を延長するとのことだが、これまでも延長を繰り返しているのか。

県）

事業期間中に何度か発生した浸水被害を受けて施工箇所を追加しており、その度に事業期間を延長するなどしている。

委員）

事業の投資効果のところで、参考として精神的被害の軽減効果と記載があるが、新たな資料など発出されて記載されたものか。

県）

過去の事業評価委員会で、貨幣価値化に換算できない精神的被害について調書に記載するべきではないかとのご意見をいただき、記載している。

③島田川工業用水道事業（番号 4-1）山口県事業【事後評価】

<事業説明及び審議>

県）

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員）

事業完了後の令和 2 年度以降の節水状況を見ると、事業効果がどこにあるのか。天気次第なので節水は仕方のない部分があるが、事業によって節水状況がどう変わったのかを示すことはできないか。

県）

事業完成前の平成 22 年度は 70%以上の節水を強いられた時期があったが、完成後の令和5年度は 70%未満に抑えることができており、ピークカット効果があったと考えている。

委員）

雨の降り方や貯水状況が同じと仮定した場合ではないか。例えば、この事業がなければ、令和5年度は 70%以上になったことが示せれば、一般の方には効果が分かりやすいのではないか。

県）

事業の給水能力をもとに、表現することは可能と考えている。

委員）

生活・住環境等への影響として、工事による影響はなかったとのことであったが、光市の上水道への影響は考えなくて良いのか。工業用水は確保できたかもしれないが、上水に影響がなかったかどうかの配慮があれば、安心して事業の効果を評価できるのではないか。

県）

光市の水需要減少に伴う上水の水利権の余剰分を工業用水に転用したもので、光市の上水が取水する量が不足している状況はないと考えている。

委員）

事業費の増額分は、主にトンネルの崩落防止対策と考えてよいのか。

県）

お示しのとおりです。

委員）

トンネル工事の当初と最終の工事費はいくらか。

県）

増額分のほとんどはトンネル工事が占めており、当初が 12 億円で、最終が 17 億円。

委員）

事業期間が延びたのはトンネル工事の影響か。

県）

そのとおりである。

委員）

事業期間が4か月遅れたことによって、便益がどれほど減るのか。

県）

便益は若干落ちる方向と考えているが、4か月の差分までは算出していない。

委員）

トンネルは地山との間で水の行き来がない構造か。

県)

コンクリートの打ち継ぎ目から、水の行き来はあると考えている。

委員)

周辺の井戸の低下はなかったか。補償費は発生していないか。

県)

水門調査を行いながら工事を行ったが、影響はなかった。

委員)

給水する 12 企業はどうやって決めたのか。売ってほしいと言われたのか、買って欲しいと言ったのか。

県)

工水利用者協議会からの切実な要望を踏まえた事業であり、個別に企業訪問を行った結果、12 企業と契約することになった。

委員)

12 企業への供給をもって、事業目的である企業の競争力維持は達成されたと考えられているか。

県)

企業の競争力維持に貢献はしているが、これで渇水対策として十分な量であるという評価はしていない。

委員)

渇水対策として、次の事業は考えているのか。

県)

現在行っている取組としては、例えば、ある企業が有している水利権について、取水されない期間に、企業局が取水し、他のユーザー企業に給水できるようにするなど、水源開発の他にも、多角的に水の確保に取り組んでいる。

委員)

費用対効果も大事であるが、ユーザー企業に実際に喜ばれているというのが大事と考える。

委員)

既存の工水と比べて、価格は違うのか。

県)

既存の工水は、1トン当たり 5 円～22 円程度。島田川工水では 49.5 円。

委員)

漏水事故等があった場合は、価格転嫁するのか。企業局が負担するのか。

県)

工水料金は3年ごとに見直しており、維持管理や改築更新費を見込んで設定している。見通しが変われば、料金を改定することもある。

委員)

工水は、上水と同じで飲めるような水質なのか。

県)

上水には浄水場があり、きれいな水が供給されているが、山口県の工水は、基本的には川の水をそのまま送っているので、水質は異なる。ただし、山口県の工水は全国で見たときに水質は良いと言われている。

委員)

節水が続いているところを見ると、水源開発も大事であるが、貯水能力を上げる対策も必要ではないか。貯水能力そのものを上げるのはなかなか難しいのか。

県)

菅野ダムでは夏期に制限水位よりも低い水位で運用されているところであるが、運用水位の引き上げができないか、治水を担当する土木建築部と庁内プロジェクトチームにおいて、検討しているところである。

委員)

圧倒的に水が不足する状況が数年に一度はくる中で、地球温暖化適応策のような新しい対策が必要と考える。国交省では水の利用を適応策として進めている状況かと思うが、県においても部局を越えて、解決策を見出してほしい。

県)

ダム運用高度化については、土木建築部と庁内プロジェクトチームにおいて、検討しているところ。